

平成18年5月24日

各 位

会 社 名 株式会社エンプラス  
代 表 者 名 代表取締役社長 杉本 敏昭  
(コード番号 6961 東証第一部)  
問 合 せ 先 役職名 取締役経営管理本部長  
氏 名 酒 井 崇  
(TEL 048-253-3131)

## 内部統制システム構築のための基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成18年5月24日開催の取締役会において、内部統制システム構築のための基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「情報管理規定」に基づき業務処理の適正化と機密の保全を図る保存及び管理体制を整備しております。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧できるものとしております。

#### 2. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

損失の危険の管理への取り組みとして、「総合リスク管理規定」を制定し、経営直轄型のリスク管理体制構築を目的とした総合リスク管理委員会を設置しております。総合リスク管理委員会は想定される全てのリスクに関し事前に察知し、リスク発生時に影響を最小限に留めるための施策を行っております。

#### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

重要事項の報告又は周知徹底を行う機関として経営連絡会を設置し、当社及びグループ会社で情報の共有化を図っております。業務を統括する取締役で構成された経営会議では、全社的に影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経て迅速な意思決定を行なうとともに、相互の業務執行を監視しております。原則として毎月開催される取締役会において、法令及び当社取締役会規則で定められた重要事項について審議決定を行っております。

#### 4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ全構成員を対象として、法令及び会社ルールの遵守を定めた「コンプライアンス規定」、その指針である「エンプラス行動規範規定」、違反行為の通報手順を定めた「内部通報規定」を制定しております。又、当該規定の実効性、問題点を把握するためにコンプライアンス会議を設置し、当社及びグループ全体のコンプライアンス体制の強化を継続しております。

**5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社及びグループ会社における業務の適正を確保するために、業務執行の意思決定機関である経営会議等を開催し、審議決定を行っております。当社代表取締役社長はグループ会社を統括しており、会社の重要事項については、各社で付議する前に当社の経営会議で事前承認を受けております。

**6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制**

監査役より合理的な理由に基づき監査業務の補助者を求められた場合、当社は当該業務を補助する使用人を指名することとしております。又、監査役は内部監査室に監査業務に必要な事項を命令することができることとしております。

**7. 補助使用人の取締役からの独立性に関する体制**

監査役の監査業務を補助するために指名された使用人は、監査役からの監査業務に係る命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとしております。

**8. 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制**

取締役及び使用人は、法令或いは定款に違反する又はその恐れがある行為、会社の業務或いは業績に重大な影響を与える又はその恐れがある事項について、監査役に直接報告することが出来るものとしております。又、取締役及び使用人は、監査役からその業務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに報告することとしております。常勤監査役は、重要事項の報告又は周知徹底を行うことを目的とする経営連絡会に出席し、当社及びグループ会社の業務執行状況の報告を受けております。

**9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役会による各業務執行取締役及び重要な各使用人からの個別ヒアリングの機会を随時設けるとともに、代表取締役社長・監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催しております。又、監査役会に対して独自の顧問弁護士・会計士を雇用することができ、監査業務に関する助言を受ける機会を保障しております。

以上